

東京大学における  
性的指向と性自認の多様性に関する  
行動ガイドライン

2026年4月28日

東 京 大 学

---

目 次

1. 趣旨説明（付「基本用語の解説」）
  2. SOGI 関連 大学生活・就業上で直面する典型的な障害の例
  3. 【学生の皆さんへ】諸手続き・授業・大学生活・相談窓口等
  4. 【教職員の皆さんへ】諸手続き・相談窓口等
  5. おわりに
-

## 1. 趣旨説明

- ・ 東京大学は、多様な属性をもつ学生や教職員によって構成されています【構成員の多様性】。
- ・ そうした多様性を認め、尊重する姿勢を推進することが東京大学の基本方針です【多様性認知と多様性尊重の推進】。
- ・ そうした多様性の一環に性的指向と性自認の多様性があります【性的指向と性自認の多様性の位置づけ】。
- ・ したがって東京大学は、構成員の性的指向と性自認の多様性について、それを認め、尊重する姿勢をすべての構成員に求めます【性的指向と性自認の多様性の認知・尊重の推進】。
- ・ どのような性的指向と性自認をもつのかは、そのあり方の如何にかかわらず、すべての東京大学構成員に関わることです【すべての構成員の当事者性】。
- ・ このガイドラインは、すべての東京大学構成員の皆さんに向けて、性的指向と性自認の多様性を認知・尊重するため、されるための指針です【すべての構成員への指針】。

東京大学は、構成員（学生・教員・職員）の多様性が本質的に重要な意義をもつという認識に立脚して、そうした多様性を認知し、尊重することを学内外に向けて誓約し、多様な人材が差別と排除を受けることなく広く大学の活動に参画することを目標としています。東京大学のこうした姿勢は、2003年（平成15年）3月18日に制定された「東京大学憲章」に示されています。さらに東京大学は、「憲章」に示されたこの姿勢を時代の動向のなかで適正に再定義すべく、2022年（令和4年）6月23日に「東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」を制定し、「ダイバーシティ（多様性）の尊重」と「インクルージョン（包摂性）の推進」を二つの柱とする基本理念を改めて明確化しました。これらの理念にもとづいて、2024年には「東京大学における性的指向と性自認の多様性に関する学生のためのガイドライン」を策定し公表しました。その策定の過程で、(1)学生だけでなく、教職員向けのガイドラインも策定する必要があること、(2)公表した「学生のためのガイドライン」も必要に応じて適時に修正していく必要があること、が認識されていました。ここに、(1)(2)を併せて準備し、「東京大学における性的指向と性自認の多様性に関する行動ガイドライン」として策定・公表するものです。

構成員の多様性というのは、それ自体が多様なあり方を呈します。身につけた言語や文化の多様性があります。国籍の多様性があります。信仰したり実践したりする宗教の多様性があります（「無宗教」も含めて）。学内的な地位による多様性があります（先輩・後輩関係、指導者・被指導者関係、上司・部下の関係、雇用者・被雇用者関係などにおける）。世代による多様性があります。障害の有無による多様性があり、障害があるとしたならば、そのあり方による多様性があります。

皆さんが手にしているこの行動ガイドラインは、これらの多様性のなかでも性的指向と

性自認の多様性に焦点をあてたものです。性的指向と性自認は、個人として、東京大学構成員として、広く社会の一員として、誰にでも関わるものです。したがってそれは、構成員の全員に、かつその一人ひとりに、かかわっています。そしてそこには、社会によって規範的と見なされるあり方だけでなく、人による大きな多様性が見られるのです。「東京大学憲章」と「東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」が謳う構成員の多様性の尊重には、この点での多様性も重大な論点として含まれています。

いいかえるならば東京大学は、構成員の性的指向や性自認の多様性をそれとして認知し、尊重することを誓約しつつ、性に関わるどのような指向や自認をもつ個人をも東京大学という一つの「社会」に包摂するという目標を提示しています。それは、これまで主流であった男女の二分法にもとづく社会のあり方を問い直すことを意味します。それによって東京大学は、「多様な構成員が相互の交流・対話によって視野を広げ」ることを目指し、「魅力あるインクルーシブキャンパスを実現する」ことによって、「誰もが来たくなる大学」（以上は「UTokyo Compass」より）となることを切に望んでいます。皆さんの全員が、かつその一人ひとりが、どのような性的指向あるいは性自認をもつものであろうとも、東京大学は多様性の尊重と包摂性の推進という基本理念にもとづいて、誰もが安心して学び、働き、活動できる環境を、皆さんと一緒に作りあげてゆきます。

このような考えから、「東京大学憲章」と「東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」に定められた理念にしたがい、2024年に公表された「東京大学における性的指向と性自認の多様性に関する学生のための行動ガイドライン」に必要な加筆修正を施して、すべての構成員の皆さんにお知らせいたします。これはあくまでも行動指針（行動のための大きな方向性）を示したものですので、「違反」や「罰則」を想定した「規則」ではありません。しかし東京大学は、今後ともキャンパス環境の整備や制度的な検討をいっそう進めつつ、構成員の啓発活動を強化してゆく所存です。また、この行動ガイドラインについては、「学生のための行動ガイドライン」同様に、性的指向と性自認の多様性を認知・尊重するという基本姿勢を堅持した上で、時局に見合った随時の見直しを行って参ります。

## 基本用語の解説

- ・セクシュアリティ 性的な感覚をもったり、それを表現したりする能力。より一般的には、人が経験したり、表現したりする性的な感覚や行為、欲望のあり方などを指す。
- ・ジェンダー セックス（生物学的・形態学的・解剖学的に区分される性）との対比における社会的・文化的な性差。ある社会・文化のなかで、男性と女性とによって割り振られた社会的役割の違いや、それに対する文化的意味づけのあり方などが問題となる。
- ・LGBTQ Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー）、Queer/ Questioning（クィア/ クエスチョニング）の頭文字をとったもの。性的マイノリティをあらわす総称として使われることもある。Tの「トランスジェンダー」は、誕生時にこうであると割り当てられた性別と、現在の性自認あるいは社会生活上の性別（自分が現にこうである、あるいはこうでありたいと考える性別）とが一致しないあり方をいう。Qのもととなる「クィア」は、もともと「奇妙な、不思議な、風変わりな」などを意味し、同性愛者への侮蔑語であったが、現在では社会的に規範的とされる性のあり方以外を包括することばとして用いられている。同じくQのもととなる「クエスチョニング」は、みずからの性のあり方について特定の枠を自分に適用しない人などをあらわす。性のあり方がきわめて多様であることにもとづき、以上によってカバーされない性のあり方にも配慮して、LGBTQ+というより包括的な表現も用いられる。
- ・性的指向 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念（Sexual Orientation）。異性に向かう「異性愛（ヘテロセクシュアル）」、同性に向かう「同性愛（ホモセクシュアル）」、異性と同性の両方に向かう「両性愛（バイセクシュアル）」、複数（2種類以上）のジェンダーに向かう「多性愛（ポリセクシュアル）」、相手のジェンダーを問わない「全性愛（パンセクシュアル）」、他者に性的に惹かれない「無性愛（アセクシュアル）」など。何をもち「異性」、「同性」などと規定するのかには、当人の性自認などが関わる。また、性的な指向性と分けて恋愛における指向性を考えることもあり、たとえば他人に恋愛感情を抱かない指向性を「アロマンティック」と呼ぶ。
- ・性自認 自分の性をどのように認識しているか、性別に関してどのようなアイデンティティを有しているかを示す概念（Gender Identity）。当人の性自認や当人がどの性別で生活を営むのかが、出生時に付与された性別と異なっている場合もあれば、一致している場合もある。異なっている場合を「トランスジェンダー」と、一致している場合を「シスジェンダー」と、それぞれ呼ぶことがある。また、男女という二元論的な区分の上で、みずからの性自認が男性あるいは女性のどちらかである人を「バイナリー」と、逆に男女に二元論的に区分された性別のどちらか一方をアイデンティティとして有さない人を「ノンバイナリー」と、それぞれ呼ぶことがある。
- ・SOGI Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとったもの。日本語では「性的指向と性自認」と訳されることが多い。LGBTQが特定のマイノリティの性的なあり方やそうしたマイノリティ集団を指す概念であるのに対して、SOGIは異性愛者やシスジェンダーの人を含むすべての人に関わる包括的な概念である。SOGIのあり方は自分の意思や外部からの圧力で変更することはできないが、ある人のSOGIのあり方が人生の過程で変容することはある。各自が自分のSOGIのあり方を

どう理解しどう呼ぶのかも変化する可能性はあり、いずれかに確定しなくてはならないというものではない。SOGI の概念に関して、現在では性的指向と性自認 (SOGI) に性表現 (Gender Expression) を含めて「SOGIE」と表記されたり、身体的な性 (Sex Characteristics) を含めて「SOGIESC」と表記されたりすることもある。

- ・カミングアウト LGBTQ等の当事者がみずからのSOGIについて明らかにすることを「カミングアウト」と言う。カミングアウトが必要になるのは、社会が性別二元論と異性愛とを前提としている結果、LGBTQの当事者には不利益が生じたり、無理な要求がなされたりするためである。とはいえ、カミングアウトは、必ずしなければならないことではなく、当事者がする必要を感じたときに、できるタイミングで、できる相手に、あくまでも自ら選んで行うものであり、カミングアウトしないことを選択している当事者も多い。カミングアウトを誰かに強制されるようなことがあってはならない。また、当事者が意図していない別の第三者にカミングアウトの内容を伝えてしまうことは重大な人権侵害になり得る（次項「アウティング」参照）。
- ・アウティング LGBTQ等の当事者がカミングアウトしたことやその内容、あるいは何らかの理由で知りえた当事者のセクシュアリティに係る情報などについて、当事者の同意を得ずに第三者に明かすことを「アウティング」と言う。アウティングは当事者の尊厳を傷つけ、当事者の社会的な不利益を招いたり、当事者に強い不安をもたらしたりする重大な人権侵害である。故意や悪意によるアウティングは厳に慎まなければならない。それに加えて、当事者によかれと思って取った行動が結果的にアウティングになってしまうケースもあるので注意が必要である。当事者から相談やカミングアウトを受けた場合は、そのことを誰かに話してもよいか、話してもよいとすれば、誰に、どこまで話してよいか、必ず当事者の意向を確認する必要がある。

## 2. SOGI 関連 大学生生活・就業上で直面する典型的な障害の例

第1節で触れた「東京大学憲章」の前文は「すべての構成員が国籍、性別、年齢、言語、宗教、政治上その他の意見、出身、財産、門地その他の地位、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴等の事由によって差別されることのないことを保障」と述べています。また、同じく第1節で触れた「東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」では、ここに性的指向と性自認(SOGI)(第1節の「基本用語の解説」をご参照ください)が含まれることが明示されています。

本学構成員の誰もが安心して活躍し、それぞれの力を発揮できる「誰もが来たくなる大学」をつくるためには、大学構成員の一人ひとりが、性的指向や性自認を理由に差別を受けたり排除されたりすることなく、大学の活動に参画できるようにすることが求められます。

それでは、SOGIを理由にした差別とは大学生生活・就業上においてはどのような形をとるのでしょうか。

もちろん一つには、大学の制度設計や施設整備に関わる問題があり、これに対処するのが大学の責務であることはいうまでもありません。

ところが同時に、差別は明確な差別発言、偏見やいじめ、暴力といった言動としてあらわれることもありますし、「無意識的な偏見(アンコンシャスバイアス)」を通して作用することもあります。たとえば、無自覚なまま意図せずに相手の尊厳を損なったり存在を黙殺したりするような「マイクロアグレッション」(「微細な攻撃」の意。意図的に相手を傷つけたり差別したりするのでなく、無意識的な偏見や差別心などによって、相手に違和感や不快感などを覚えさせる言動をとること)の形をとることもあります。

また、SOGIを理由にした差別がまだ根強く残る社会においては、マイノリティのジェンダーやセクシュアリティに関する情報を、本人の了承なく他人が勝手に第三者に開示することが、本人に不当な不利益をもたらしたり、安全を脅かしたりすることがあり、「アウティング」という重大な人権侵害になり得ます(第1節の「基本用語の解説」を参照)。

以下に、SOGIに関して大学生生活・就業上で直面する障害の典型例を示します。障害というのは誰かにとっての障害です。けれども、ここでいう障害とは個人の属性ではありません。個人の多様な属性に対して十全に配慮しない社会がつくりだすものです。「十全に配慮しない」ということには、社会の側がそもそもそれを「障害」として意識していないという場合をも含みます。その意味で以下の諸事例は、大学という「社会」において、その「社会」が誰かに対し、意識的・無意識的な無配慮によって作りだしているものであることにご留意ください。

これらの例は、無自覚であっても相手の尊厳を損なったり、重大な人権侵害に繋がったりする恐れがあります。教職員と学生との間のやりとりにおいて、また教職員同士、学生同士のやりとりにおいて、こうした障害の事例に出会ったり、見かけたりした場合には、

第3・4節に挙げるような相談窓口などを通じ、皆さんは相談に赴いたり、それを通じて意見を伝えたりしてください。

教員が講義やゼミにおいて：

- 外見、研究テーマなどから、受講生の性自認やセクシュアリティを詮索したり、それを揶揄するような発言をしたりする。
- ゼミや少人数の講義内で受講生がカミングアウトした場合に、それを本人の許可なく当該の講義・ゼミに関係のない人に知らせる（アウティング）。
- 名簿掲載名から性別を推測したグループ分けをしたり、「男子」「女子」としての発言や行動を期待したり、あるいは要求したりする。
- 名簿あるいは外見から推測される性別に従って呼称の使い分けをする（「～さん」「～くん」やMr.、Ms.などの使い分け）。
- 「今どきは『世の中には男と女しかいない』と言ってはいけないでしたね」と、あたかも発言に気をつけているかのように装い、その実は性の多様性について暗に揶揄する。
- 「男子はみんな彼女が欲しいだろうけれど」などのバイナリーかつ異性愛を前提とした発言をする。
- 「この研究者は私生活ではコッチの人だったんだよね」と冗談や軽口として言ったり、「特殊な性癖があってね」と言ったりするなど、同性愛差別的な発言をする。
- 「私もよくわからないのですが、最近はLGBTQとかいう人たちもいるんですね」と、自分は無関係である風を呈示して、あたかもLGBTQ当事者が自分たちとは異質な「他者」であるようにふるまう（LGBTQ当事者の「他者化」を行う）。
- SOGIやLGBTQについてよく知らないまま、「人間には体の性と心の性がある」「日本は伝統的に同性愛に寛容で」など、通説のように受けとめられているながらも、現時点では学術的に不正確とされている内容を授業で発言する。
- 学生の安全を守るための情報共有やファシリテートが不十分なまま、差別発言が出ることが容易に予想されるトピックで、学生同士に授業やゼミなどでの議論や討論をさせる。

学生が講義やゼミにおいて：

- レポートや試験の答案、授業アンケートなどに、授業の担当教員や他の受講生の性的指向や性自認に対する嫌悪・侮蔑・嘲笑などを示すような、不適切な内容を書き込む。
- 外見、研究テーマなどから、教員や他の受講生の性自認やセクシュアリティを詮索したり、それを揶揄するような発言をしたりする。
- ゼミや少人数の講義内で教員や他の受講生がカミングアウトした場合に、それを本人の許可なく当該の講義・ゼミに関係のない人に知らせる（アウティング）。

事務職員が窓口対応等で：

- 学内での窓口で相談や何らかの対応依頼があった際に、事務窓口の担当者が本人の同意のないまま第三者（指導教員や授業担当教員、上司等）に「この学生／教職員が氏名を変更したいそうです」などと個人情報を共有する。
- 事務手続きで、性別について男性か女性かしか選べないことが当然であるような態度を取る。
- 事務窓口で周囲にいる他の人に聞こえるくらい大きな声で「性別変更の手続きをしたいのですね」「健康診断に個別配慮が必要なんです」と聞き返す等、プライバシーへの配慮が乏しい対応をする。

学生同士、教職員同士などの関係の中で：

- 「心が女なら自分も女子トイレに入れるよね」というなど冗談を装い、間違った情報とともに差別する。
- トランスジェンダーの学生や同僚に「普通の人と変わらないように見えるから大丈夫」と（励ますつもりでも）トランスジェンダーを否定するような反応をする。
- 同性同士で撮った写真や、仲の良い同性同士を指して「できてるんじゃない？」等と、同性愛を揶揄する。
- 「LGBTQ は生理的に受け付けない」「女性のように振る舞う男性は気持ち悪い」「お前がホモだったら友達やめる」等、LGBTQ を嫌悪・侮蔑・嘲笑の対象として取り上げる。
- SNS などに、他人の SOGI に関わりうる情報（場合によって、出身校、所属サークル、付き合っている相手などが含まれる）を勝手に書いてしまう（アウティングにつながる可能性がある）。
- 宿舎の「所帯用住居」について「同性なのに二人で使っているの？」などと尋ねる。
- 相手の同意を得ずに、カミングアウトした相手の性自認・性的指向を第三者に知らせる（アウティング）。

学生同士の関係の中で

- 「彼氏/彼女いないの？」「好きな男性/女性のタイプは？」「合コン行こうよ/行かないの？」「イケメンなのになんで彼女ができないの？」等、バイナリーかつ異性愛を前提とした発言を行う。
- オリエンテーションの時期の自己紹介に出身高校を含めるように設定したり、他の人の出身校情報を勝手に公開したりする（トランスジェンダー学生にとってはアウティングにつながる可能性がある）。
- サークルやゼミの合宿その他の活動で、個別の事情に配慮せず、安心できる部屋割りや入浴についての情報の提供がなかったり、必要があれば宿泊に関する配慮を希

望可能なことをあらかじめ明示しなかったりする。また、男女に分けたグループを設定するなど、個別に事情のある学生が参加しにくい状況をつくる。

教職員同士の関係の中で

- 「結婚は？良い人がいるから紹介するよ。」「子どもは？」等、バイナリーかつ異性愛を前提とした発言を行う。
- カミングアウトを受けた教職員が、本人の許可なしに他の教職員や学生にカミングアウトの内容を伝える（アウトティング）。
- 「そろそろ誰を昇進させるか考えなければならないが、あの人はLGBTQだから」など、SOGI 多様性が人事評価に影響するかなのような発言をする。

さまざまなその他の関係の中で：

- カミングアウトした際の、「一時の気の迷いだ」といった非受容や拒否の態度。また、「いつか治ると思っている」といったことばのように、仮にそれが善意からのものであったとしても、当事者の状況が「治し」（「治療」）の対象であるかのように捉えることで、結果的に当事者に対して非受容や拒否を突きつけてしまう態度。
- 自分が持っているLGBTQに関する情報をもとに、「ゲイは〇〇な人が多い」「アセクシュアルは△△だ」「トランスジェンダーは□□だ」など、ステレオタイプに基づいて、当事者を決めつけるような発言をする。
- 「LGBTQ当事者は、自分の周りにはいない」と他人事にしたり、「LGBTQ当事者は気の毒だから支援が必要」とネガティブな捉え方をする。

### 3. 【学生の皆さんへ】 諸手続き・授業・学生生活・相談窓口等

この節では、本学において性的指向と性自認に関連すると思われる学生生活上の手続き等について説明します。ここには、第2節で述べた SOGI に関わる典型的な障害事例とも関連する取り組みが多く見られます。本学では、それらの障害事例のすべてに解決を図れているわけではありませんが、今後とも取り組みを拡張し、深化させつつ、よりいっそうインクルーシブなキャンパス環境の実現に努めてゆきます。その意味で、本節に紹介することはあくまでも現時点での本学の現状を示すもののご理解ください。

#### (1) 学籍上の氏名の変更（通称名の使用）

本学では、本人の申し出により、自認する性に基づく通称名を教育組織内等で使用することができます。

学部・大学院とも、その入学当初から通称名の使用（学生証の作成を含む）が可能です。また、教養学部前期課程の所属クラスについてもご相談があれば可能な限り配慮することができます。学部から大学院に進学する場合にも、簡単な手続きにより引き続き通称名を使用することが可能です。これらの措置や配慮を希望する場合には、所定の期限までに申し出てください。申出先や申出期限については、各学部・研究科からの案内をご確認ください。

学内で通称名を使用したい場合には、所属学部・研究科の事務窓口（教務担当、学生支援担当など）にお問い合わせください。申請書類をお渡しするので必要事項を記入し、提出してください。申請は学部・研究科から学生担当理事に提出され、学生担当理事が申請内容を確認した後に、その結果を学部長・研究科長に通知します。その後、学部長・研究科長が申請者に「通称名使用承認通知書」を交付します。通称名使用が承認されると、それに合わせて学生証や学務システム（UTAS）の学籍データも更新されることになります。通称名使用による学生証再発行の場合には再発行手数料は免除されます。また、再発行に合わせて学生証の顔写真も変更したい場合には、変更後の顔写真を提出していただければ対応します。もちろん通称名使用に関する相談情報は、厳重に秘匿されます。

通称名使用の手続きについては、本学ウェブサイトも併せてご参照ください。

[https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/services/r6\\_01.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/services/r6_01.html)

なお、通称名と戸籍名との違いについて説明を求められることがあるかもしれません。その際には、通称名使用に関して交付された「通称名使用承認通知書」を提示するなどし、基本的には本人が説明するようにしてください。

不明なこと、不安なことがあれば遠慮なく、所属学部・研究科の事務窓口（教務担当、

学生支援担当など)に相談してください。

## (2) 学籍上の性別情報の取得と取り扱い

本学では、法律上の性別(戸籍、住民票等に記載の性別)の情報については、学部及び大学院の入試の出願又は入学・進学手続の際に、従来どおり取得し、学務システム(UTAS)において保有することとします。

氏名の変更と異なり、法律上の性別の変更に伴う場合を除いて、学籍上での性別の変更には対応していません。不明な点等がある場合には、所属学部・研究科の事務窓口(教務担当、学生支援担当など)に相談してください。

戸籍上の性別が変更になった場合には、その旨を証明できる書類を添付して所属学部・研究科事務窓口にて学籍上の性別の変更を申請してください。

### 【本学における性別情報の取り扱い】

学務システム(UTAS)に登録された性別情報は、公的な統計処理や保健センターにおける健康診断等の性別情報を必要とする合理的な理由がある業務以外には利用しません。2026年度からは、学務システム(UTAS)のWEB学籍管理の「学生情報参照」から性別欄を非表示とするようにシステム変更する予定です。

また、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されることがないように、以下の点に取り組んでいます。

- 配布対象者が学生か教員かにかかわらず、原則としていかなる文書についても不要な性別欄は削除するよう、全学的に周知、徹底を図っています。教員の会議等でも、性別情報を含む個人情報については慎重に取り扱うことを進めています(例:会議資料とする際には性別情報を伏せて取り扱う等)。
- 本学で発行する証明書(学位記、成績証明書、卒業見込み証明書、在学証明書、在籍証明書等)には性別の記載はありません。ただし、健康診断結果証明書や、外部の組織の指定により性別記載が求められるもの(通学証明書等)については、性別記載が求められる場合があります。
- 本学に提出する諸書類(たとえば、入学料・授業料免除申請、自転車等登録申請書、文書等掲示・配布願、学生証再交付願、本学独自奨学金申請書、キャリア関係のイベント申込・キャリア相談申込・卒業生の名簿閲覧申込等、課外活動団体届出書(名簿)、施設使用申請書、バリアフリー支援申込届、イベント申込等)では原則として性別情報の記入はありません。  
なお、届出学生団体等については、本学ウェブサイト [https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/clubs/h09\\_01.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/clubs/h09_01.html) を、教養学部における学生支援については、教養学部ウェブサイト <https://www.c.u-tokyo.ac.jp/campuslife/> を、それぞれご参照ください。
- ただし、宿舍入居申請書や、日本学生支援機構や民間の奨学金申請、通学証明、

各省庁のインターンシップ申請、学生教育研究災害傷害保険金請求など、学外の組織や団体の指定により、性別情報の記載が求められるものがあります。本学では引き続き、諸書類における性別記入欄の廃止を積極的に進めるとともに、性別情報が必要な場合でも、その他、無回答を選択できるようにするなどの対応を進めます。

### (3) 授業において

以下では、授業における本学の取り組みや方針を説明します。

#### ① 授業におけるグループ分け

性別でのグループ分けが不必要に行われることがないように周知を図ります。

なお、教職員に配布される特定授業科目の履修者リスト等において性別が記載されることはありません。

#### ② 前期課程基礎科目「身体運動・健康科学実習」等の実技を伴う授業科目の履修

男女別の要素がある授業科目の場合には、学生が履修時の参考となるよう、開設授業科目一覧の備考欄等に男女別要素があることを明記することを検討しています。

更衣室については、性別に関係なく誰でも使用できるオールジェンダー更衣室があり、利用申請が必要な更衣室と不要な更衣室の2つを用意しています。利用申請が必要な更衣室については、所定の Google フォームから申請があった方のみに場所を案内しており、申請を出していない人には場所がわからないため、安心して使うことができます。利用申請が不要な更衣室として、第2体育館1階の多目的室があり、空いていればいつでも、誰でも利用できます。

用具については、性別毎に使用を求められることがないように事前に相談できることがあります（例：シューティングスポーツの弓道での胸当てなど）。

#### ③ その他、座学以外の授業科目の履修

宿泊をともなう野外実習などの授業科目においては、部屋割り等の都合上、全員に対して個別に法律上の性別を伺うことがあります。状況により必ずしもすべてのご希望に添えるとは限りませんが、不安点や疑問点などがあれば、事前に授業担当者に相談してください。

#### ④ 学外実習（教育実習等）の履修

実習受け入れ先の体制や状況により必ずしも希望に添えるとは限りませんが、教育実習を含めた学外での実習で想定されるトイレや更衣室、服装等に関して事前に相談することができます。

#### ⑤ 授業における呼称

授業における呼称（～さん、～君、外国語では Ms. か Mr. か等）は、事前の相談により学生の要望に沿ったものとするのが可能です。日本語で行う授業においては、性別による呼び分けを止めること（性別を問わず「さん」とするなど）を、東京大学は教職員に対して推奨しています。

### （４） 学生生活において

#### ① 健康診断

学生向けの健康診断は、基本的には学務システム（UTAS）の性別情報に基づいた男女別日程で予約を取る必要があります。どうしても受診日程の都合が付かない、けがなどのために集団健診のペースで受診することが困難、ほかの人と一緒に区画で更衣したくない、などの方が健康診断を受診しやすくするために、一部日程では「フリー枠」としてシステム上の性別による制約なく予約を取ることが出来るようになっています。保健センターが実施する健康診断については健診会場の説明をホームページ上で確認できますので、受診に際して自身に困難がないか、予め確認することができます。そのほか、必要に応じて保健センターで個別に健康診断を受診することも可能です。希望される場合には、受診を希望するキャンパスの保健センターにご相談ください。費用は自己負担になりますが、同一年度内に外部医療機関で受検した健康診断結果を提出することで、大学が実施する健康診断を受診したとみなす手続きも可能です。

#### ② 宿舎

本学は、宿舎（三鷹国際学生宿舎、豊島国際学生宿舎、目白台インターナショナル・ビレッジ）について、2025年度から、「男女別フロア」を残しつつも、個人のプライバシーと安心・安全が十分に担保できる環境を整えば、オールジェンダーフロアを基本とすることを、宿舎運営の方針とすることを決定しました。宿舎によって居住施設や設備等が異なるため、各宿舎の建築上の特性などを考慮し、男女別フロア以外の選択肢を増やしていくこととしています。

なお、各居室内に水回り設備（トイレ、シャワー）が備わっているインターナショナル・ロッジ（駒場ロッジ本館、駒場ロッジ別館、柏ロッジ）や追分インターナショナル・ビレッジ及び目白台インターナショナル・ビレッジの独立型居室フロアにおいては、従前どおり性別に依らない部屋配置となっています。また、宿舎における「所帯用住居（夫婦室、家族室）」については、宿舎申請時に同居人との関係を証するパートナーシップ証明書またはそれに準ずる公的書類を提出することで、これまでと同じく同性同士、異性同士を問わず利用することが可能です。詳細は各宿舎の担当に直接お問い合わせください。

### ③ オールジェンダートイレ

本学には男女別トイレと別に、性別を問わず利用可能なトイレが設置されています。現在、駒場Ⅰキャンパスの1号館1階、教育学部（赤門総合研究棟2階）、及びオールジェンダーフロアが設定されている宿舎に設置されています。

なお、車椅子でも使える広さのバリアフリートイレ（表示サインは車椅子マーク）も、性別を問わずお使いいただけます。必要な際は気兼ねなくご使用ください。バリアフリートイレの場所は、バリアフリー推進オフィスのサイト内のアクセシビリティマップ（バリアフリーマップ）に記載されています。

<https://accessibility-map.ds.adm.u-tokyo.ac.jp/>

### ④ 生理用品

誰もが安心して快適に過ごせるキャンパス環境の実現を目指し、学内トイレにおける生理用品の設置推進に取り組んでいます。

本部事務組織が管理する建物である本郷キャンパスの中央食堂、第2食堂、学生支援センター、御殿下記念館、産学連携プラザ、山上会館、安田講堂、伊藤国際学術研究センター、本部棟、第2本部棟にて生理用品を設置し配布を行っています。

また、それぞれのキャンパスにおける各学部・大学院等でも生理用品の設置、配布を進めています。駒場Ⅰキャンパスでは、主要講義棟、体育館、図書館等のトイレ、多目的トイレに生理用品を設置し配布を行っています。設置建物及びトイレについては、以下のページの「駒場Ⅰキャンパス生理用品設置建物マップ」をご参照ください。

<https://www.c.u-tokyo.ac.jp/campuslife/>

### ⑤ 授業や式典での服装と身なり

授業や入学式・卒業式等の式典において多様なアイデンティティに基づいた服装や身なりで参加することができます。

### ⑥ 課外活動

運動部・サークル活動などの課外活動は、学生が自主的・自律的に運営するものですが、各構成員には、東京大学憲章、東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言の基本理念に則り、多様性を尊重した行動や環境構築に貢献することが求められます。以下をご参照ください。

「学生団体の活動における多様性尊重・男女共同参画の実現について」

[https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/about/greeting/index\\_00002.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/about/greeting/index_00002.html)

たとえば、教養学部前期課程に関わることでは、オリエンテーション委員会による新入生に対するオリエンテーション活動（クラスオリエンテーション合宿・旅行、サークルオリエンテーション）や、ロッカー貸与等の学生自治会の活動等といった学生の自主

的活動においても、多様性を尊重した取り組みを行っています。詳細はそれぞれの団体にお問い合わせください。

#### ⑦ 就職活動・インターンシップ

就職活動やインターンシップについて不安を感じる場合には、キャリアサポート室にご相談ください。必要に応じて、相談支援研究開発センターと連携して対応いたします。

#### (5) 相談窓口・セーフスペース等

性自認、性的指向を含むアイデンティティは、混乱し揺れ動くことがあります。その上、社会や大学キャンパスに存在する差別や偏見によって心理的安全性が損なわれることで、アイデンティティ獲得の過程が阻害されてしまうこともあります。

性的マイノリティを含むすべての人にとって、自らのジェンダー・セクシュアリティについての自己理解を深化させ、肯定的な自己像を作るために、また、自分なりのキャリア観・人生観・家族観を構築していくために、他者と対話することが自らの内省に役立つことがあります。また、差別や偏見による傷つきについては、専門の相談員と対処法を検討することも有用です。

特に、LGBTQ 等の当事者で、カミングアウトをしようと考えているが、誰にどのように伝えるのがよいのか迷っている場合には、守秘義務を遵守する学内の専門家・相談員などに相談することができます。また、カミングアウトを受けた人で、そのことに驚きや戸惑いを覚える場合にも、守秘義務を遵守する専門家・相談員に相談することができます。

(守秘義務を負わない人に、当事者本人の承諾なく相談することはアウトィングになります。) 自分がアウトィングをされた場合には、まずは信頼できる相手に現状を伝えましょう。また、必要に応じて相談窓口にご相談してください。状況によっては、警察や司法の介入が必要となることがあります。

東京大学には、ジェンダー・セクシュアリティの問題に特化した相談窓口は設置されていませんが、この問題に関して学生の皆さんが利用できる相談窓口として、以下のようなものがあります。ひとりで悩まずに相談してみてください。相談内容によっては学内外の相談窓口等の紹介や情報提供を行ったり、必要に応じてそれらと連携したりして対応します。また、自らの問題だけでなく、周囲の学生のことでどう対応すれば良いかというご相談でも利用できます。ジェンダー・セクシュアリティの問題にも理解を寄せる、守秘義務を負った担当者が対応しますので、安心してご利用ください。

また、相談窓口ではありませんが、当事者性を持つ構成員の相互のサポートと学びの場として、セーフスペースも運用されています。

#### ① 相談支援研究開発センターの相談窓口

##### ・総合窓口

どこに相談に行ったら分からない際に、予約なしで相談できます。相談内容によって、

より適切な相談窓口を紹介します。電話やオンラインによる相談も可能です。本学構成員に関わる困りごとであれば、ご家族からの相談も受けることが可能です。

開室日・場所

本郷：火～金 プレハブ研究 A 棟 1 階

<https://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/nsc/>

・学生相談所（本郷、柏）

大学生活における様々な悩みの相談に対応します。相談員は臨床心理を専門としたカウンセラーで、ジェンダー・セクシュアリティの問題を含め、どのような些細なことでも相談できます。本郷キャンパスと柏キャンパスにあります。全学生が利用可能です。本学学生についての相談であれば家族、教職員、友人なども利用可能です。

開室日・場所

本郷：月～金 プレハブ研究 A 棟 1 階

柏：月～金 環境棟 117

<https://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/scc/>

・精神保健支援室（保健センター精神科）

メンタル不調に対する医療的ケアをご希望の場合にご利用ください。精神科医が相談を受け、必要に応じて、学外の専門医療機関を紹介することもできます。診療に際しては事前に予約が必要です。

開室日 ウェブサイトでご確認ください。

<https://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/mhs/>

② その他の相談窓口

・駒場学生相談所

大学生活における様々な悩みの相談に対応します。相談員は臨床心理を専門としたカウンセラーです。ジェンダー・セクシュアリティの問題の専門家はいませんが、学生一人ひとりの状況を踏まえて相談を行っています。主として駒場キャンパスの学生が利用していますが、全学生が利用可能です。

開室日・場所

駒場：月～金 1 号館 3 階

<http://kscc.c.u-tokyo.ac.jp/>

・ハラスメント相談所

セクシュアルハラスメントやアカデミックハラスメントの他、SOGI に関わるハラスメントなど、多様なハラスメントに関する相談ができます。ハラスメントかどうかわからなくても負担に感じる事があればお気軽にご相談ください。

本学構成員（学生、教員、職員）のほか、当事者の友人・指導教員など、身近にいる周囲の方からのご相談も可能です。本学構成員のご家族からのご相談も受けています。

- ◎ 相談は予約制です。
- ◎ Zoom（オンライン）・対面・電話・メールで相談できます。
- ◎ ハラスメント専門の相談員が対応します。
- ◎ 所属キャンパスにかかわらず、本郷・駒場・柏相談室のどこでも利用できます。

連絡先：

電話 03-5841-2233

ウェブサイト <https://har.u-tokyo.ac.jp>

場所

本郷：医学部1号館1階 S107

駒場：102号館1階

柏：総合研究棟 北棟1階 161

※各相談室の開室日等、詳細はウェブサイトでご確認ください。

#### ・バリアフリー推進オフィス

全学のバリアフリー推進のための専門部署です。障害（精神障害や発達障害、内部障害を含む）のある学生の皆さんが円滑に教育を受けることができるよう、所属する学部・研究科等が行う支援のコーディネートをしています。皆さんの修学上、障害を理由とする不利益が生じないようにするためには、ハード・ソフト両面から支援を行っています。専任教員やコーディネーターが一人ひとりの相談に応じています。

ウェブサイト <https://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/>

<本郷>

電話 03-5841-1715

受付時間 9:30-17:00

開室日・場所 月～金 学生支援センター（御殿下記念館北側）M階（B1F）

<駒場>

電話 03-5465-8944

受付時間 9:30-17:00

開室日・場所 月～金 8号館111号室

<柏>

電話 04-7136-5574

受付時間 10:00-16:00

開室日・場所 火曜 新領域基盤棟 2階 2B5 号室

・留学生等の相談窓口

総合文化研究科・教養学部留学生相談室（教養学部・総合文化研究科所属の留学生のための相談室です）。

開室日・場所

駒場キャンパス：月～金 10号館 2階 21B

<https://www.globalkomaba.c.u-tokyo.ac.jp/inbound/support/advising.html>

グローバル教育センター留学生支援室（全キャンパスの留学生が利用できます）

予約制ですのでウェブサイトから申し込んでください。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/ja/support-issr.html> （日本語）

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/en/support-issr.html> （英語）

③ セイファースペース

以下のセイファースペースは相談窓口ではありませんが、それに準ずるものとしてここで紹介します。

・駒場キャンパスセイファースペース（KOSS）

KOSS は、女性や性的マイノリティを含む多様な学生が、安心感と帰属感を持ちつつ、相互の経験と学知から学びあう場／コミュニティの構築を目指すプロジェクトで、学知に裏付けられ、かつ当事者性を持つ、サポートと学びの共同体の構築を目指しています。

KOSS は相談窓口ではありませんが、SOGI に関わる問題に関心を持つ他の学生と話をしてみたい、そのような問題を専門として研究や活動をしている先輩の話を知りたい、という方は、誰でも日常のおしゃべりやイベントなどに立ち寄ることができます。

開室場所：駒場 I キャンパス 102 号館 1 階

<https://www.utkoss.org>

・教育学部セイファースペース（KYOSS）

多様な生きづらさに関して当事者性を持つ学生・院生・教職員相互の学び合いや協働を通じ、新たな教養教育を可能とするプラットフォームです。KYOSS では、多様な学生たちが出会い、おしゃべりをするための各種イベントを定期的で開催しています。レイアウト・備品はすべて学生たちの要望に基づいて整備されました。貸切利用の予約が入っていない時間帯は、安心して過ごせる居場所機能をもったラウンジとしてどなたでもご

利用いただけます。ただし KYOSS には常駐のスタッフはおらず、相談窓口体制はありません。

開室場所：本郷キャンパス赤門総合棟 2 階

<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/cbfe/about/kyoss/>

## 4. 【教職員の皆さんへ】 諸手続き・相談窓口等

この節では、本学において性的指向と性自認に関連して、教職員の皆さんが調整が必要と思われる可能性があることから取り上げ、可能な手続きや相談窓口等について説明します。第3節同様に、本節で紹介することは、SOGI に関わる障害の解決を目指す本学の取り組みの、現時点での状況を示すもののご理解ください。

なお、ご自身が、調整が必要と思われることとは別に、学生の皆さんに対応する教職員として気をつけなければならない点を確認するために、3節（特に「(3) 授業において」、「(4) 学生生活において」も必ずお読みください。）

### (1) 就業上の氏名の変更（通称名の使用）

労働者を雇用している使用者は、労働者名簿の作成が法律により義務付けられており、その記載する事項の一つが労働者の氏名です。このため、本学は、労働者である教職員の皆様の法律上の氏名を把握・管理をする必要があります。

なお、法令等により制限されている場面を除き、本学では旧姓をはじめ、その使用に当たって当該職員の同一性の確認等の面から支障がないと認められる氏又は名（原則、公的な書類で確認できる氏又は名）を通称として使用することができます。通称の使用をご希望される場合は、所属部局の人事担当にご相談ください。

### (2) 就業上の性別の変更

前述の労働者名簿に記載する事項の一つに性別も定められています。法律上の性別が変更になった場合には、その旨を証明できる書類を添付して所属部局の人事担当にお申し出ください。

### (3) 教職員の人事制度について

本学では、2026年（令和8年）4月1日より、配偶者に関する人事制度の適用範囲を、法律上の配偶者に限らず、事実婚の相手方、地方公共団体や海外のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方若しくはこれに準ずると本学が認めた者に拡大します。（ただし、国及び文部科学省共済組合の制度は除きます。）

\*拡大後の適用対象者を、以下「配偶者等」といいます。

該当する制度は次のとおりです。

（休暇関係）

結婚休暇、保育休暇、配偶者等の出産のための休暇、子の看護等休暇、介護休暇、忌引休暇、追悼休暇

(休業関係)

育児休業、介護休業、配偶者同行休業

注) 育児休業給付金及び介護休業給付金については、雇用保険制度の対象者に限り支給されます。文部科学省共済組合による手当金についても同様です。

(所定外労働の制限等)

育児又は介護を行う職員の所定外労働、 時間外勤務の制限及び深夜勤務免除

(手当関係)

単身赴任手当、住居手当、退職手当

注1) 単身赴任手当は、異動等によりやむを得ない事情で配偶者等と別居することとなった教職員が支給の対象となるものです。

注2) 住居手当は、注1)の単身赴任手当を支給される教職員が、配偶者等の居住用住宅の家賃を支払っている場合、支給の対象となるものです。

注3) 退職手当は、教職員が死亡により退職した場合に、配偶者等が支給の対象となるものです。

\*扶養手当：扶養手当における扶養親族の対象範囲は、重度心身障害者及び扶養義務を負う法定の親族（血族）に限ることから、今回の適用拡大の対象とはなりません（配偶者自体は2026年度以降支給対象外）。

(旅費関係)

赴任旅費（家族転居費）

注) 旅費支給における親族の対象範囲は、同居する法定の親族（血族・姻族）に限ります。

上記の人事制度適用を希望する場合は、パートナーシップ等を証明する書類として、次の(1)～(4)のいずれかの書類の原本又は写しを所属部局の担当事務に提出してください。(※)

- (1) 地方公共団体が発行するパートナーシップ証明書
- (2) 諸外国でパートナーシップ契約（同性婚、ドメスティックパートナー、シビルユニオン等をいう。）を結んでいることが確認できる書類
- (3) 事実婚を証明する住民票記載事項証明書等（「夫（未届）」「妻（未届）」のような記載のあるもの）
- (4) 次に掲げる書類の全部
  - ・相互に相手方を任意後見受任者とする任意後見契約に係る公正証書の正本又は謄本
  - ・パートナーと同居していることが確認できる住民票の写し
  - ・結婚していないことが確認できる公的書類（戸籍一部事項証明書、婚姻要件具備証

明書等)

※戸籍等での後日の確認が可能な法律婚と異なり、関係が解消された場合に後日の確認が困難であるため、制度の適正な運用を確保する観点から、申請時点で上記書類により当該関係が確認できることを要件とします。

※退職手当は個別対応とします。

#### (4) ご自身の直面する障害についての相談窓口

この項では、教職員の皆さんが、当事者として、あるいは当事者に近い立場として、大学生活・就業上で直面する障害に関連して、相談できる窓口を紹介します。教職員としての業務上、当事者などからの相談や要望を受け、その対応の判断に迷った場合などの相談については、(5)をご覧ください。

性自認、性的指向を含むアイデンティティは、混乱し揺れ動くことがあります。その上、社会や大学キャンパスに存在する差別や偏見によって心理的安全性が損なわれることで、アイデンティティ獲得の過程が阻害されてしまうこともあります。

性的マイノリティを含むすべての人にとって、自らのジェンダー・セクシュアリティについての自己理解を深化させ、肯定的な自己像を作るために、また、自分なりのキャリア観・人生観・家族観を構築していくために、他者と対話することが自らの内省に役立つことがあります。また、差別や偏見による傷つきについては、専門の相談員と対処法を検討することも有用です。

特に、LGBTQ 等の当事者で、カミングアウトをしようと考えているが、誰にどのように伝えるのがよいのか迷っている場合には、守秘義務を遵守する学内の専門家・相談員などに相談することができます。また、カミングアウトを受けた人で、そのことに驚きや戸惑いを覚える場合にも、守秘義務を遵守する専門家・相談員に相談することができます。(守秘義務を負わない人に、当事者本人の承諾なく相談することはアウトティングになります。)自分がアウトティングをされた場合には、まずは信頼できる相手に現状を伝えましょう。また、必要に応じて相談窓口にご相談してください。状況によっては、警察や司法の介入が必要となることがあります。

東京大学には、ジェンダー・セクシュアリティの問題に特化した相談窓口は設置されていませんが、この問題に関して教職員の皆さんが利用できる相談窓口として、以下のものがあります。ひとりで悩まずに相談してみてください。相談内容によっては学内外の相談窓口等の紹介や情報提供を行ったり、必要に応じてそれらと連携したりして対応します。また、自らの問題だけでなく、周囲の学生のことでどう対応すれば良いかというご相談でも利用できます。ジェンダー・セクシュアリティの問題にも理解を寄せる、守秘義務を負った担当者が対応しますので、安心してご利用ください。

また、相談窓口ではありませんが、当事者性を持つ構成員の相互のサポートと学びの場

として、セーフスペースも運用されています。

#### ① 相談支援研究開発センターの相談窓口

##### ・総合窓口

本学に在籍する構成員（学生、教職員）およびその家族はどなたでも相談できます。

教職員は、学生についての相談だけでなく、教職員ご自身の悩みについても相談できます。本学構成員に関わる困りごとであれば、ご家族からの相談も受けることが可能です。

##### ・学生相談所（本郷、柏）

本学学生についての相談であれば家族、教職員、友人なども利用可能です。

##### ・精神保健支援室（保健センター精神科）

メンタルヘルスに関する治療のご相談が可能です。予約制ですので、事前にご連絡ください。

#### ② その他の相談窓口

##### ・駒場学生相談所

本学学生に関する相談について教員は利用可能です。

##### ・ハラスメント相談所

セクシュアルハラスメントやアカデミックハラスメントの他、SOGI に関わるハラスメントなど、多様なハラスメントに関する相談ができます。ハラスメントかどうかわからなくても負担に感じるものがあればお気軽にご相談ください。

本学構成員（学生、教員、職員）のほか、当事者の友人・指導教員など、身近にいる周囲の方からのご相談も可能です。また、本学構成員のご家族からのご相談も受けています。

◎ 相談は予約制です。

◎ Zoom（オンライン）・対面・電話・メールで相談できます。

◎ ハラスメント専門の相談員が対応いたします。

◎ 対応についてのコンサルテーションも行っています。

連絡先：電話 03-5841-2233 ウェブサイト <https://har.u-tokyo.ac.jp>

場所：本郷（医学部1号館1階 S107）、駒場（102号館1階）、柏（総合研究棟1階 161）

※各相談室の開室日等、詳細はウェブサイトでご確認ください。

##### ・バリアフリー推進オフィス

全学のバリアフリー推進のための専門部署です。障害（精神障害や発達障害、内部障害を含む）のある教職員の皆さんの所属する学部・研究科等が行う支援のコーディネートをしています。

・留学生等の相談窓口

総合文化研究科・教養学部留学生相談室（教養学部・総合文化研究科所属の留学生のための相談室です）。

本学留学生についての相談であれば留学生の指導教員や、チューターなど留学生に関わる本学関係者もご相談できます。

グローバル教育センター留学生支援室（全キャンパスの留学生が利用できます）

本学留学生についての相談であれば、留学生の指導教員など留学生に関わる本学関係者もご相談できます。

③ セイファースペース

以下のセイファースペースは相談窓口ではありませんが、それに準ずるものとしてここで紹介します。

・駒場キャンパスセイファースペース（KOSS）

KOSS は、女性や性的マイノリティを含む多様な学生が、安心感と帰属感を持ちつつ、相互の経験と学知から学びあう場／コミュニティの構築を目指すプロジェクトで、学知に裏付けられ、かつ当事者性を持つ、サポートと学びの共同体の構築を目指しています。

KOSS は相談窓口ではありませんが、SOGI に関わる問題に関心を持つ他の学生と話をしてみたい、そのような問題を専門として研究や活動をしている先輩の話を知りたい、という方は、誰でも日常のおしゃべりやイベントなどに立ち寄ることができます。

開室場所：駒場 I キャンパス 102 号館 1 階

<https://www.utkoss.org>

・教育学部セイファースペース（KYOSS）

KYOSS は、KYOSS に関わる誰もが自分そして他者の存在や在り方を尊重し合えることを志向する、安全な空間・コミュニティです。参加する人が自分らしくいられること、ありたい自分でいられること、そのままの自分で認められることを大切にしています。そのため、ラウンジやイベントなど性格の異なる様々な機会を保障します。レイアウト・備品はすべて学生たちの要望に基づいて整備されました。貸切利用の予約が入っていない時間帯は、安心して過ごせる居場所機能をもったラウンジとしてどなたでもご利用いただけます。ただし KYOSS には常駐のスタッフはおらず、相談窓口体制はありません。

開室場所：本郷キャンパス赤門総合研究棟 2 階

<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/cbfe/about/kyoss/>

(5) 業務上、当事者や関係者からの相談や要望への対応が必要な際の相談窓口  
教職員の皆さんが、業務上、当事者や当事者に関係する方から性的指向や性自認に関わ  
る相談や要望を受け、その対応について判断に困るような場合は、多様性包摂共創センタ  
ー (IncluDE) 内に設置されている「性的指向及び性自認の多様性尊重推進に係る指導・  
助言プロジェクトチーム」にご相談ください。専門家からなるメンバーが指導・助言をい  
たします。

IncluDE 性的指向及び性自認の多様性尊重推進に係る指導・助言プロジェクトチーム  
事務局メールアドレス  
advisory-pt.ide@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

## 5. おわりに

この行動ガイドラインは性的指向と性自認を焦点としているものであり、「1. 趣旨説明」でも明示したとおり、すべての本学構成員を対象としています。性的指向と性自認については、すべての構成員が「当事者」であるということ、このことは改めて強調しておきたいと思います。

その一方で、性的指向と性自認におけるいわゆる少数者（マイノリティ）の存在と、性的指向と性自認の多様なあり方について、本学は「東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」を制定するまで十分な施策を講じてきたとはいえません。この点では、学生団体を中心とする学生の自発的な活動によって、学生内での情報収集が行われるとともに、学生間での情報提供が行われてきました。この行動ガイドラインも、学生の皆さんがこれまで発揮してこられたイニシアティブに大きく触発されていることは申し添えておきたいと思います。

第二に、東京大学では構成員の多様性における女性の位置づけや役割が重要な意義をもつと考え、女性学生比率の向上や女性教員比率の向上などに関わる取り組みを行っています。これらは「女性」を対象に限定した取り組みであることから、逆に構成員の性的指向と性自認の多様性に反して「女性」としての枠組みを一方的に当てはめるもののように見えるかもしれません。

しかしながら、性的指向と性自認については、明治期以来の歴史的な経緯により、東京大学の構成員が当初から「男性」に著しく同質化してきた傾向には無視しえないものがあります。構成員の多様性を認知しつつ、多様性の尊重を推進するという東京大学の基本方針に照らすなら、このような意味での旧来の強い同質化傾向を打破し、より多様な人員構成を企図することと、性的指向と性自認の多様性を認知・尊重する姿勢を推進するという基本方針とに相反するところはありません。

最後に、「2. SOGI 関連 大学生活・就業上で直面する典型的な障害の例」をお読みになると、結局は人に対して、また人について、何も言えなくなるのではないかと、何も言わなければならないのではないとかという「守り」の姿勢に入る可能性が想定されます。あからさまな、つまり意図的な差別的言動や、相手を傷つけることを目的としてなされる言動が容認できないことは言うまでもありません。その一方で、わたしたちは誰でもが「無意識的な偏見」（アンコンシャス・バイアス）にとらわれています。それが「無意識的」であるかぎり、わたしたちは自分一人ではその「偏見」を自覚化することができません。自覚化することができるのであれば、人的なコミュニケーションのなかにおいてです。人に対して、人について、何も言えない、何も言わないというのは、自分のなかに閉じこもることにほかなりません。自分に閉じこもることなく、人とのコミュニケーションにみずからを開くという態度は、自分が無自覚的にいだいている「無意識的な偏見」を自覚化し、みずからの心の構えを相対化する意味でも必要なことです。この行動ガイドラインが、皆さん

を萎縮させてしまい、対他的なコミュニケーションを恐れるとか、控えるとかといった方向に作用せず、性的指向と性自認の多様性について率直に語り合い、「無意識的な偏見」をお互いに自覚化し合えるような、よりよいキャンパス環境の実現につながることを祈念しています。